

# 町田市工事等検査事務取扱要領

総務部工事品質課

## 第1 趣旨

この要領は、町田市検査事務規程（平成13年3月23日規程第4号。以下「検査規程」という。）に係る工事及び工事関連業務委託（以下「工事等」という。）の検査の実施について必要な事項を定めることにより、工事等の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事等に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

## 第2 用語の定義

- 1 この要領における用語の意義は、町田市契約事務規則（平成14年3月町田市規則第23号。以下「契約規則」という。）及び検査規程の例による。
- 2 検査規程第4条第1項の規定により工事品質課長に検査の依頼をする契約のうち契約規則第40条第1項第1号の契約（以下「工事契約」という。）について行う検査（以下「工事検査」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項の規定による給付の完了の確認（以下「給付検査」という。）並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）第7条第1項及び第8条第1項により定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」に規定される技術検査（以下「技術検査」という。）からなるものとする。

- 3 前項の規定は、委託契約（契約規則第40条第1項第2号の契約をいう。以下同じ。）については、工事検査を委託検査（委託契約についての検査をいう。）に読み替えて準用する。

### 第3 検査の依頼

- 1 工事主管課長は、検査規程第4条に定める検査の依頼をするときは、検査執行依頼書（第1号様式）により行うものとする。
- 2 検査の依頼は、検査予定日の概ね1か月前までに行うものとする。

### 第4 検査員

- 1 工事品質課長は、契約規則第40条第1項に規定する検査員の任命については、原則として町田市組織規則第11条の規定による係長等の職（経験者を含む。）の職員から適任とされる者を選定し、職員課長に任命を依頼するものとする。
- 2 工事品質課長は、第3により依頼された検査の検査員を指名するときは、その検査に適した検査員を選定するとともに、検査依頼書（第3号様式）により当該検査の検査員として依頼し、検査執行通知書（第2号様式）により検査を依頼した工事主管課長に通知するものとする。

### 第5 検査結果の交付と復命

検査員は、給付検査（検査規程第3条第1号又は第2号の検査に限る。）を終了したときは、契約規則第45条の規定により検査の種類及び合格又は不合格の判定を記載した検査証を契約者に交付し、検査復命書（検査証）により、工事品質課長又は契約事務課長に遅滞なく復命するものとする。

また、検査員は、中間検査（検査規程第3条第3号）を終了したときは、検査結果（中間検査）により、工事品質課長に遅滞なく復命し、工事品質課長より工事主管課長に通知するものとする。

## 第6 工事成績評定

- 1 評定は、技術検査として総括監督員、主任監督員、担当監督員及び検査員（以下「評定者」という。）により、町田市工事成績評定事務取扱要領又は町田市工事関連業務委託成績評定事務取扱要領（以下「評定要領」という。）の規定による工事等の成績の評定（以下「評定」という。）が必要な検査について、評定要領に基づき行うものとする。
- 2 評定は、検査時に監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、成績評定書により行うものとし、別に定める工事成績評定基準又は委託成績評定基準に基づき採点するものとする。

## 附 則

この要領は、2019年7月1日から施行する。

この要領は、2021年7月1日から施行する。